

第六十五回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第五号

昭和四十六年二月二十四日(水曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 大西 正男君

理事 鍛冶 良作君

理事 堀 昌雄君

理事 小島 徹三君

理事 高島 修君

理事 栗山 ひで君

理事 西宮 弘君

理事 岡沢 完治君

理事 自治 大臣 秋田 大助君

理事 自治省行政局選 中村 啓一君

理事 学部長

委員の異動

二月二十四日

辞任

島村 一郎君

田中伊三次君

丹羽喬四郎君

松澤 雄蔵君

同日

辞任

小此木彦三郎君

高島 修君

栗山 ひで君

山口 敏夫君

補欠選任

高島 修君

栗山 ひで君

山口 敏夫君

同日

辞任

小此木彦三郎君

高島 修君

栗山 ひで君

山口 敏夫君

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号) 選挙制度審議会設置法の一部を改正する法律案 起草の件

○吉田委員長 これより会議を開きます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。林百郎君。

○林(百)委員 この法律は、言うまでもなく国会議員選挙の執行を地方自治体に委託して執行させるものですから、経費はすべて国が負担する、これがたてまえだと思えますが、まずこのたてまえはそういうものであるということを大臣から答弁をしておいていただきたいと思います。それからお聞きしたい。

○秋田國務大臣 そのとおりでございます。

○林(百)委員 ところが実際は、現行法で国が地方自治体に委託する交付金が少なかったために、地方自治体の超過負担になっているという事実があるわけですから、そのことについて調査したことがあるか。調査したとすれば、どのような状態であったか。これは中村部長から。

○中村(警)政府委員 林先生の仰せのように、国の選挙の執行に要する経費でございますので、すべて要した経費は国が持つというのが本来の姿でございます。そこで、過去何回かの国会議員選挙につきまして、あとで精算の報告を徹しています

が、報告をいただきましたと、形の上では一応それで足りたという決算の書類は出てまいります。しかし、これは形の上でありまして、私どもとしては全く実態がその書面によって反映されるとは思っておりません。過去何回か調査をやりまして、結論的に申しまして、大体において基準の経費で足りておるわけでございますけれども、若干問題の余地のある点があります。その一つは、いわゆる超過勤務手当の措置でございます。これにつきましては、それぞれの地方団体で給与の単価が違っておりまして、それだけの地方団体の単価が違っておりまして、基準法に基づきまして、市、区、町村というふうに分けておまして、何とか実態に合うような配賦はいたしておりますけれども、個々の団体の給与水準そのものとびしやりと合うということが困難でございます。そういう面で超過勤務手当の関係で、国の基準よりも上回って支出をされておる団体はある程度ございます。それから、従来入場券等につきましては、その郵送経費は国としてはたてまえは交付をしないというふうなことをいたしておりましたので、それらの点につきまして地方団体に負担がかかっていたという面もございました。その点につきましては、今回改正をお願いをしております点によつて是正されることになっておるわけでございます。要するに、いままで何回か調査をやっておりますわけでありまして、調査のしかたにもあるいは問題があったのではないかと反省をしておりますので、今度はさらにもう少し綿密に調べてみたいとは思っておりますが、いままでの調査の結果は、超過勤務手当に若干の問題は残っておりますが、全体としては、おおむね基準のワタで処理されていたものと考えておる次第でございます。

○林(百)委員 私のほうで調べたところによりまして、必ずしも公務員の勤務の超過負担分だけではないようであります。私のほうは東京都を調べてみたわけですが、東京都の二十三区では、昭和四十四年の衆議院の選挙の際に約二千五百万から六百万ほどの超過負担になっているという回答がきております。区ごとに幾つか例をあげますと、たとえば世田谷区では、昭和四十三年の参議院の選挙の際に約六百三十万、昭和四十三年の衆議院の選挙の際に約六百七十四万、杉並区では、四十三年の参議院の際に三百九十六万、四十四年衆議院の際に百八十八万、文京区が四十三年参議院の選挙の際に百八十八万、四十四年衆議院の選挙の際に百五十七万、いずれも相当の超過負担を報告してきております。これは私のほうで電話で直接調査してまいりました。なお、もう少し正確なものをあなたに知っておいていただくために念のために申し上げます。おもな点だけあげますと、四十三年の東京都二十三区の国会議員選挙執行経費の実態は、大きいところから言いますと、千代田区が四百一十一万三千六百円、支出金が四百九十五万八千二百円、超過が八十四万四千五百円となっております。それから大きいところだけあげてみますと、たとえば品川区では、四十三年の国会議員の選挙では交付金が約一千六十三万九千円、実際に支出金が一千三百三十三万四千円、超過負担が二百三十三万四千円、杉並区は交付金が一千三百五十五万四千六百円、支出金が一千七百五十五万五千六百一十一円、超過負担が三百九十九万一千一百一十一円、こんなのが四十四年です。四十四年のおもなところを見ますと、たとえば品川区では、衆議院の選挙ですけれども、交付金が一千二百五十万四千円、支出金が一千三百六十九万七千円、超過負担が百十九万三千円、それから墨田区が、四十四年の衆議院では交付金が九百四十万三千四百三十二円、支出金が一千五百一十七万七千九百九十九円、負担金が七十四万八千三百四十七円、まあこんな例でございます。

て、実際東京都で私のほうで調査したところによりますと、こういう事実上の超過負担を負っているのではありませんが、過去に調査されて、実際に超過負担がこれだけ全国的にかかっていたのだ、こういう数字はありませんか。あるいはそういう申告を念のためにとつて調査したことがありませんか。あるいは東京都だけでもありませんか。私のほうで調べたのは、いまのはほんの一、二の例で、全部各区ともありますけれども、それを読んでいたら時間がうんと長くなりますから、やりませんけれども、そんなところなんです。どうでしょうか、そういう調査をしたことがありませんか。

○中村(警)政府委員 いまでも、国の選挙が終りましたあと、全国的に執行経費につきましても、先ほど申し上げましたが、厳密に分けて足りるか足りないかということについての的確な数字を把握することはできませんでした。それは私どもも反省いたしておりますし、私どもの調査のしかたもまずかったのだらうと思っておりますので、今後その点については、さらに問題点がクリアになるような形の照会をし、調査をいたしたいというふうに考えております。

それから東京二十三区につきましては、私特に東京都部について問題があるということは承知しております。私どもも綿密に特に調べたことはございません。大体先生の仰せのような事実は私どもも事実として承知はいたしております。その原因は、先ほど申しましたように、主として東京二十三区の場合におきましても、超過負担にならざるを得なかつた実情のおもなる原因は、人件費の単価の増大と、それから入場券の郵送に要する経費の増大が多いようでございます。そういう点で、私どもは、今回それらの点については、ある程度是正をお願いできるといふことで、今回提案をいたしておる次第でございます。○林(百)委員 調整費という名目で追加交付をして、その自治体の超過負担分の一部を国が肩がわ

りした、こういう事実はありませんか。それが十分、不十分は別として、そういう措置もしたことはありませんか。

○中村(警)政府委員 毎回選挙費の中で一定額の調整費を用意してございますので、極端に負担増がある、あるいは基準を上回ったところがあるというしかるべき理由のあるところにつきましても、調整費で措置したことはございます。

○林(百)委員 その調整費で負担する場合と、そうでない場合——その調整費で負担してやるといふようにされる場合はどういふ場合ですか。あなたの言つたように、クリアに調査をして納得するような数字さえ出せばやめたという意味ですか。どういふときに調整費で肩がわりしたのですか。

○中村(警)政府委員 本来、調整費につきましても、この基準に乗り切れてなくて支出があつたという場合の措置でございます。たとえば、雪が降つてたいへん除雪費が要つたとかいふことに使われるのがたまえだろつかと思つております。しかし、それだけに限らず、私どもとしては比較的弾力的に、東京区部等で非常に金がかつたというところについては、調整費の活用をある程度配慮いたしております。

○林(百)委員 その配慮するのはどういふ場合で、どういふ場合に配慮しないのか、可か基準があるのですか。この調整費を交付する配慮の基準です。

○中村(警)政府委員 調整費のためには、先ほど申しましたような雪が降つたとか、あるいは特に管理面で問題があつて特別に経費が要つたとかいふ場合を基準にいたしております。ところが、実は本来の調整費というよりも、給与と改定の伴なりまして、毎年きちつと基準法の改正の伴なり、おくれがちな場合があります。そういう場合におきまします給与改定に伴う増し増し経費というものは、調整費で予算措置としてやつておるところでございます。そういう場合に、超勤の単価の実態等勘案しながら、調整費で措置をしていふという場合があるわけでございます。

○林(百)委員 大臣に最後にお伺いしたいのですけれども、この執行経費の基準の引き上げに關する本法案ですけれども、これが可決された場合でもなお超過負担が出る自治体があるように思ふわけなんです。それはいま言つたように、一部は調整費というところで追加交付して国がそれを償消するといふ措置もとられておりますけれども、全般的には、東京都全体だけでも四十四年度の衆議院の選挙で約二千五、六百万という超過負担を、自治体が国の仕事をやりながら選挙のために負つていふわけなんです。いままでの例から見ても、やはり完全にこれは超過負担を解消してやらなければならぬように思ふわけなんです。国の選挙をかわつて地方自治体が金を持ち出して執行するのには、それが超過負担になるというのでは、これは苦しい地方自治体の財政の中で、最も国政の重要な選挙に關してまでも地方自治体がしよい込むといふことになって、筋が通らない話になるわけでありまして、今後予想される超過負担については、これををもつと厳密に経費の調査をして、そしていやくも超過負担があつた場合は、国が調整費あるいは追加交付金を出して、そしてこれを完全に地方自治体の財政の負担にならないような措置をする、そのためには地方自治体のほうからも正確な報告も出させる、こうして選挙のために地方自治体が財政的な超過負担を負ふことのないようにしなければならぬと思ひます。

この法案はもうろんわれわれ賛成ですけれども、この法案が通つた後にもなお地方自治体が超過負担を負ふような事態が、正確に調べてみても生じたような場合は、これを調整費あるいは追加交付金というように名目できれいにしてやる、こういう筋の通つた措置を国としてはとるべきだと思ひます。この法案を通してまだ出る場合があると思うので、そのことをここで約束できますか、どうですか大臣、はつきり言つていただきます。

○秋田国務大臣 お説のとおり、国のかかりに選挙事務を執行して、それでマイナスが出たというのでは申しわけない。このたび人件費の単価、その他物価変動による諸経費の増を十分見たつもりでございますが、しかし凡百のいろいろな仕事をさせるに於いて、正確な調査の結果、それが正当なものである、さらに合理的な仕事であるといふものについては、調整費の活用をはかりたい。それで大体まかなえる数字を計上したつもりでございます。しかし今後、それがなお足りないといふことが調査の万全を期してわかりました場合には、さらに改正をするなりいたしたいと思ひますが、調整費以上にさらに足りないといふような制度、そういう実質にいくことは、それ自体の単価の計上がずさんであるといふことになりまして、そういうことにはならないようにいたしたいと思ひます。しかしこの点は、法律の改正をお願いいたしまして、実情に合うように始終心がけてまいりたいと思ひます。

○林(百)委員 部長にお尋ねしますが、選挙の済んだあとの執行経費の報告のしかたなんですけれども、このしかたが正確に費用が出て、それを自治省が把握できるように、実際またマイナスがあつた場合はマイナスが率直に出されるような、そういう項目も設けて、もし超過負担になつた場合には、超過負担も遠慮なく国のほうへ報告がされるような、そういう報告のしかた自体も、民主主義的に率直に報告ができるように改善をする必要があるんじゃないかと思ひますが、その点についてはどうですか。

○中村(警)政府委員 林先生の仰せのとおり、正確に必要な経費が支出をされておるかどうかを、選挙の結果ごとに把握したいと思ひます。ただ、この問題の非常にむずかしい点は、先ほど先生が例にもあげられました、二十三区の中でも、同じような人口、同じような面積の規模の団体で、ある団体は超過負担をやつており、ある団体は一銭もありませんという報告になつておりまして、また実態もどうもそのようであり、そこにこの基準の非常にむずかしさがござります。そういうむずかしさのために、従来やますれば報告

が形だけになっておつたきらいもまたあつたわけ
でございまして、そういう点で、ほんとうに正し
く、あるべき基準は何かということがぐり出せ
るような形の調査の結果を取りまとめるように、
この点は林先生の仰せのとおり存じますので、
研究もし、対処したいと思ひます。

○林(百)委員 それでは私これで終わりますが、
地方自治体から申しますと、経費がオーバーした
というようなことはなるべく上のほうへ出したく
ないという意向もあると思うのです。そういう
意味でつじつまを合わせる。だから同じようなコ
ンディションの自治体でありながら、一方は赤字
が出て一方は出ないという、いまあなたのおつ
しやつた例もあると思ひますので、そういう点は
遠慮なく、もし実際経費が交付金より多くかつ
た場合は、それが率直に遠慮なく出せるような、
そういう調査方法あるいは技術を考えるというこ
とと、もしそこで不審があれば、呼んで問ひ合
せてもいいのでありますから、そういう実際か
かつた執行経費自体を正確に把握をして、そうし
て地方自治体が、いやくも一文この選挙のた
めの超過負担で財政的にしよひ込みにならないよ
うに改善をしていただきたい。このことを大臣と
選挙部長に希望いたしましたので、私の質問をこれ
で終わります。

○吉田委員長 岡沢完治君。
○岡沢委員 私は、きょう門司委員がよんどころ
ない用事で欠席されましたので、門司委員にか
わつて、本法案と沖縄における選挙との関係を中心
に二点ほどお尋ねさせていただきますと思ひま
す。

沖縄における選挙の執行費用と本法案との関
係、この六月に参議院選挙がございまして、あと
でお尋ねいたしますが、当然沖縄におきましても
少なくとも地方区選挙が行なわれるわけでござ
います。この経費につきましても、やはり国がこ
の基準に従つて負担される御用意があるかどう
か、その辺のところをお尋ねいたします。

○中村(啓)政府委員 沖縄につきましても、先生

仰せのように、六月に参議院選挙が行なわれ
るわけでありまして、これにつきましても、一応
琉球政府の定めております法律に基づきまして選
挙が行なわれるというところでございまして、日本
政府と法律の体系、法域も違つておりますので、
この今回お願いをいたしております経費の基準法
はストリートには沖縄には適用になりません。ま
た経費の計上のしかたにつきましても、琉球政府
の点につきましてもは沖縄・北方対策庁関係の予算
に計上してございまして、いわゆる沖縄財政援助金
の中に国政参加に要する経費として三千万を計上
されておるといふ形になっておるところでござい
ます。

○岡沢委員 そうすると、この法律がストリート
には適用されないけれども、実質的には、日本国
内における地方自治体に対する執行経費の国の負
担と同様にカバーする御用意は、沖縄・北方対策
庁の予算の中に組まれておる。だから実質的な負
担では沖縄の市町村がいわゆる損をするこはな
いと解してよろしうございしますか。

○中村(啓)政府委員 結論としては仰せのとおり
になるかと存じます。ただ、選挙のしかたなりに
つきまして若干日本の選挙法と違つておりますの
で、そこは琉球政府並びに琉球政府におきま
す中央選挙管理会におきまして諸規程をつくつて処
理をしておりますところでございます。しかし実体的
には必要な経費は沖縄・北方対策庁の援助金とい
う形でカバーをするということになっておるわけ
であります。

○岡沢委員 あと最後の一点の質問でございます
が、この四十六年六月に行なわれます参議院通常
選挙に対する沖縄の有権者の選挙についての権利
義務、選挙権、被選挙権の問題、これは地方区
選挙につきましても、すでに実績がございします
ので、解決済みかと思ひますけれども、全国区
選挙について沖縄の有権者はどういふ権利義務を
持つておるのかどうか、その辺をお尋ねいたしま
す。

○中村(啓)政府委員 沖縄にいらつしやる有権者

の方々に、できることであれば、全く本土政府と
同じようにすべての国政に参加できる資格を確保
したいというのが、かねてからの関係者の間の熱
望でございまして、結論的には、昨年の特別措
置によりまして、沖縄では衆議院議員五名、参議
院議員二名を選ぶということに落ちつきまして、
いわゆる全国区選挙につきましても、沖縄に住ん
でいる人は選挙権の行使をいたしかねるという形
になりました。もとより沖縄の方も当然に日本の
戸籍法が適用になつておるわけでありまして、
観念的には選挙権はあるわけでありまして、
も、いわゆる日本の選挙人名簿に登録される居住
要件がないということから、選挙に実体的に参加
することがいたしかねるという形になつたわけで
あります。しかし、もとより被選挙権につきまし
ては住所要件を問ひませんので、沖縄の方は、す
べての選挙について、住所要件がないものにつ
きましても被選挙資格はあるものと考えております
ので、参議院全国区選挙につきましても、被選挙
資格はあるというふうに存じております。

ただ、具体的に立候補をしていただきます際に
は、いま立候補の手續としては郵送が法律上認め
られておりませんので、内地にきていただいて立
候補の届け出をしていただく必要があるというふ
うに存じております。いづれにしましても、何と
かして全国区選挙につきましても沖縄の人が本土と
同じように取り扱われることを私どもはかねて期
待をいたしましたが、どうしても本土と沖縄は法
域も違つておる、これを一体に行なうような全国
区選挙ということは、法律論としてもいろいろ問
題があり、それ以上に、実際の選挙運動なり選挙
管理の面でも、あるいはそのあとの選挙違反の取
り扱いでも、とにかく違つた法域はそれぞれにお
いて完結をするような仕組みでないとうござい
し、いけないう結論になつて、去年この問題につ
いてはそういう形で国政参加ということがきま
つたわけでございますので、私どもとしては、た
だいま申し上げたような形で、沖縄の方が被選挙資
格はお持ちになつておりますので、積極的に立候

補をなさることは当然に歓迎をし、過去に例もあつ
たところでございますが、選挙に直接参加してい
ただくという選挙権の具体的行使については、先
ほど申し上げたような形でとどまらざるを得ない
というふうになつておるわけでありまして、
○岡沢委員 そうしますと、簡単に言えば、沖縄
の有権者は地方区については選挙権、被選挙権と
も持つ、全国区については、被選挙権は持つけ
れども選挙権は持たない、というふうに解してい
いわけでございますね。
○中村(啓)政府委員 仰せのとおりでございま
す。

○岡沢委員 その場合、たとえば沖縄の方が立候
補はできるのですか。被選挙権があるから、その
沖縄県人の中で立候補者があつても、沖縄の有権
者は全国区については投票権は持たないというこ
とになるわけですか。
○中村(啓)政府委員 仰せのとおりでございま
す。

○岡沢委員 終わります。
○吉田委員長 関連質問を許します。小島徹三
君。

○小島委員 沖縄の人は全国区で立候補した場合
にどこに届けるのですか。

○中村(啓)政府委員 沖縄の方も戸籍法の適用が
あるので、したがって当然に日本国民であります
るし、立候補の資格はある。いわゆる住所要件を
問ひませんので、立候補の資格がある。そこで、
たとえば三十七年の通常選挙の際には、現在議員
になられましたが、安里積千代さんが立候補され
ました。あらかじめ本土へ参られまして、中央選
管に立候補の届け出をされて、それを受理をした
という形で処理をしてきたところでありまして、
○吉田委員長 以上で質疑は終了いたしました。

○吉田委員長 これより本案を討論に付するので
ありますが、別に討論の申し出もありません
で、直ちに採決いたします。

で、いわゆる道格政党というものを考えてみたらどうか。したがって一万何千ある政治団体、その政治団体の政治活動を制約するとか制限をしようという発想は全然ないようであります。一万何千の政治団体があつてもいいから、けれども、しかし、選挙なら選挙の際に主体になつていろいろな点をおやりにする際の政党としては、やはりしかるべき政党に、それは特定をしてやつていくのが好ましいのではないかと、いうようなことで、たとえば政党の選挙の際において活動される幅を考え、その幅にふさわしい政党の要件を考へるというように形を論議を進めようという動きのように見ておるわけであります。

○林(百)委員 そうしますと、言うまでもなく憲法二十一一条に、集会、結社、言論、出版その他一切の表現の自由は保障するとありますけれども、この集会、結社の自由ですね。一万幾らの政治団体がある。しかし、それに道格政党というものを一定のワタをつくりたいと思うというふうなお話と、この二十一一条との関係については、どのように理解をされておられるわけですか。

○中村(啓)政府委員 当然に憲法のためには堅持しなければいけない、憲法の条章に触れるというふうなことは、全く考えられないことという前提に立つて、政治結社の自由というものは保障されることは当然なこととして、主として発想の基礎になつておられますのは、卑近な例でいえばテレビの公営というふうな場合に、一万三千の政治団体を全く同じに扱うのが正しいのかどうか。あるいはさらに突き進んで、これは選挙の方法にも関連をしますけれども、比例代表制という仕組をとりつていきます際には、当然に政党が候補者名簿を提出をするというふうな動きにもなつてまいるかもしれません。そうなりますと、これまたこういう要件の政党というふうに限定をしないと、一万三千から一万三千の政治団体に全く同じというところもいかにあつたかというふうな形で論議を進めようとしております。したがって、

それは当然に憲法のためにはそのワタ内で、しかるべき、ほんとうに政治にウエイトのある政党について、それにふさわしいバックアップ的な意味合いでの選挙のあり方、あるいは必要な法制というふうな点を研究をしたいというのがねらいのよう存じております。

○林(百)委員 時間もありませんので、率直にお聞きしますが、あなたのいうテレビだとか、あるいはそのほかの選挙の際の公の費用による宣伝、そのほかの公然たる宣伝をするに道格性を持つ政党、あなたは道格政党ということばをさつきお使ひになりましたが、大ワタにいつてどういふものを道格政党にしよう、どんなような要件をそこに入れよう、これこれとこんな要件を考えたい、そういうものを考えたいというのはどういうところなんでしょうか、基準を。

○中村(啓)政府委員 その政党の要件の問題がたいへんむずかしいところでございまして、この十年間、一次から六次の審議会にわたつて議論が続いておるわけですが、コンクリートにはなつておりません。ただ、この十年間に出てまいりました議論としては、あるいは前回の国会議員選挙における得票数をスタンダードにしたり、あるいは現在の国会における議席数をスタンダードにしたり、あるいはいまの確認団体の制度がどうありたいかと、その選挙における立候補者数をスタンダードにしたり、いろいろ案が出ておりますが、いまのところどれというところまでは固まつてはおりません。しかし、新しい政党の生まれるというところをばはむような要件を取つては、これは絶対に許されたいであろうし、また政治団体の少なくとも現状よりも自由を制限をするような方向で考えられては一切いけなないというところは、非常に強い気分として各委員のお考えにうかがえるように拝見をいたしておるようなわけであります。

○林(百)委員 時間の関係もありますから、政党法についてはまたいづれ詳しくお尋ねします。もう一つの委員会が選挙区制について検討せら

れるということなんですけれども、第七次選挙制度審議会、第六次から引き継いで大体同じメンバですけれども、大体選挙区制についてはどういう傾向が強いのですか、選挙制度審議会の中では、大体の傾向でいつてどうですか。私のほうも一人一人調べてはありますけれども、大体どういう傾向にしようとしておるのですか。

○中村(啓)政府委員 傾向としては三つの傾向が見られます。一つは、現行の中選挙区制を維持しながら、しかし、いまのままであまりにも選挙が個人的なプレーという要素に支配されておるので、手直しをしようというグループがあります。

それから二つ目のグループとしては、政党本位というたてまえから考えて、できるだけ一つの選挙区の定員は一人にするという形で考えていくべきだというグループがあります。

それから三つには、むしろ徹底して政党本位というところを考えるとすれば、比例代表制をとるべきではないかというグループでありまして、この三つのグループが審議会の中に従来ともあるわけでありました。

○林(百)委員 私のほうの調査から申しますと、七人ぐらいの委員が非常に強力な小選挙区制の主張者で、たとえば細川委員の具体的なことはよくあります。これは一月二十九日に行なわれまして第三回の総会の発言の要旨ですが、「又衆議院の中選挙区制にも問題がある。三人区制か一人区制にすべきである。比例代表制は机上では合理性があるが、選挙人の立場からみると隔靴掻痒の感をまぬかれない。しかし多数のお考えならば必ずしも反対しない」ということを細川さんが言つておられます。それから中村委員が、これも同じ日の第三回総会の発言要旨で「政党法制定に関する細川、大竹両委員の意見に賛成である。政党法に關する委員会を作つて論議すべきである。審議会は根本議論をすべきで、事務的・技術的問題は事務当局に任せてよい。島田委員の意見である比例代表制については、全面的に採用することには購

踏するが、部分的に採用することはよいと思う。少くとも全国区には比例代表制を採用すべきである」というような意見を中村委員が述べております。それから土屋委員の発言を見ますと、「総体の七〇〇万を除いて得た一四〇万を選挙区数とする。しかし政党数が五であるので各選挙区ごとに五人出すことにすると議員総数は七〇〇となり、これは多い。四人とすると五六〇となり、この程度が妥当である。大体小選挙区あるいは中選挙区に比例代表制を併用する、こういう傾向が強いというように言えるのではないのでしょうか。これはどうでしょうか。

○中村(啓)政府委員 選挙区制のあるべき議論につきましましては、過去十年間、一次から六次の審議会にわたつて議論をされてきたところではあります。今度の第七次審議会ははじまつたばかりでございます。十年かかつてなかなか集約の困難な問題でもありましたので、現時点でそれが強いのかというところは、まだ実際上言えませんし、また言うべき段階ではないような感じがいたしておるようなわけでございまして。

○林(百)委員 二月三日の讀賣新聞によりますと、自民党の「幹事長ら党執行部は、選挙制度の問題については、党選挙調査会という正式機関で論議すべきだという方針をとつてきた。しかし党内実力者の多くが小選挙区制推進に賛成していることや、野党内にも野党再編のからみで、必ずしも小選挙区制に反対しない空気が強まつていっている情勢の変化もあり、佐藤内閣最後の課題として、小選挙区制問題がクローズアップする公算が強まってきた。このように報道しております。また自民党の選挙調査会が小選挙区制の制定に積極的であり、また腹を固めたというふうにも伝えられております。要するに、「佐藤内閣最後の課題として、小選挙区制問題がクローズアップする公算が強まってきた。」こう言つておりますけれども、こういうことについては大臣は御承知でしょうか、どうでしょうか。

○秋田國務大臣 いろいろ議論がかわされてお

ることは事実だと思いますけれども、それで腹を固めたとか、大勢がそれにきまつたとか、そういうことはなと思います。

○林(百)委員 そうすると政府は、第七次選挙制度審議会が答申を出す前にも、自民党からの強い要請があれば小選挙区制あるいは単小選挙区制を提案するようにはありませんか。第七次選挙制度審議会の結果を待つわけですか。その前にもやる、要するに佐藤総理最後の仕事としてやるのだということが新聞にも報道されておりますけれども、まあ大臣、この次もまたあるいは御留任になるかもしれませんが、そういう前提で、第七次選挙制度審議会の答申が出る前に、小選挙区制あるいは単小選挙区制を提案するというお考えは、あなた自身はどういうようにお考えになってますか。

○秋田国務大臣 私自身はまだ何もきめてもありませんし、内閣としてもきめておりません。諮問をいたしました命題について、慎重に、かつ自由に審議会がまず御議論願うこと、この議論の結果を待ちたい、こういう心境でございます。

○林(百)委員 そうすると、その審議会の結論を待つまでは、選挙区制に対する具体的な法案の提出は政府としてはいたさない、これはあなた、自治大臣としてそういうふうにお考えになつておられるわけですか。今度任期が一年が二年になりますので、それが間違いないなら、ここまではつきりそう言つて下さい。

○秋田国務大臣 別段その点について、ここでもうこうでなければならぬというところは考えておりません。いま御審議の結果を待ちたいという心境でございます。

○林(百)委員 御審議を待ちたい、別にどうこう考えていないというところは、場合によると、審議の様子も見て、審議会の結果が出なくても選挙区制に関する法案を出す考え方もあると、正直に秋田さん言つて下さい。あなたは自民党であつて、われわれと立場が違ふのだから、そういう考えをあなたは持つていたら持つていたで……。

○秋田国務大臣 その審議の前後を問題にして、その前にも出した、あるいはその後を待つて出すとか、別段その点については何ら考えを持っておりません。慎重、自由な御審議を待ちたい、こういう心境でございます。

○林(百)委員 そうすると、第七次選挙制度審議会の結論を待たなくて選挙区制に対する提案をしないということも考えていない。——そうですね。それならそれでそう言つて下さい。

○秋田国務大臣 どうも頭が悪くて何が何だかわからなくなりましたが、別段こうしなければいけないということはお考えではありません。

○林(百)委員 それじゃいいです。ここで結論ですけれども、選挙部長にお尋ねしますが、第七次選挙制度審議会の委員で細川、大竹、中村、田上、土屋、原、御手洗、こういうふうな方々は小選挙区制の遂行を主張されていることは間違ひありませんか。

○中村(啓)政府委員 いまおあげになりました各委員は、かつてはあるいはそれに近い御発言をなさつたこともあつたように記憶いたしておりますけれども、現時点において、あるいはこれから御審議に臨んでどういうお考えをコンクリートなさるか、いまの時点ですと申し上げかねるのではないかと思ひます。

○林(百)委員 それじゃ、かつてはそういう意見を吐かれたというところは記憶がある、こういうことですね。しかし第七次選挙制度審議会はどうなるかわからぬということですね。

時間ですから結論をそろそろということですが、これも、共産党としては、一番民主的なものは、全国を一区にして、そして比例代表制にする、これが一番民主的な選挙のやり方でありまして、私たちの党の政策としてはそれを主張しているわけでございます。ただ、ここでも差し迫つた問題として、選挙制度審議会の委員の任期を一年を二年にするという案が当委員会の提案として提案されるということも仄聞しております。これはまだ具体的にどうなるかわかりませんが、そういう場合

合に、私のほうは実は審議会の中に審議委員を持たない事情でございますので、審議会の審議に責任を持つことのできない立場にあります。また現審議会の審議委員に、いま私が名をあげたような小選挙区制または単小選挙区比例代表制を主張している人が圧倒的に多いように思ひます。しかし、真にわが党の主張するような全国一区比例代表制の立場に立つ人は、よく調査したところ、一人いるかいないかという程度であります。このような状態の委員の任期を一年を二年にして、そしてかつて民主主義に逆行するような一人一區小選挙区制あるいは単小選挙区に比例代表制を加味するといふような結論を一年を二年にすることにやつてつくることに手をかすわけには私のほうはいかないわけでありまして、しかし、部長も大臣も言われるように、第七次選挙制度審議会はこれから審議をするところだということでありまして、あるいは民主的な結論が、これは非常に希有な例だと思ひますけれども、幸いにしる出るかもしれません。これはもう非常に困難だと私のほうは覚悟をきめております。この一年を二年にするという法案につきましては、わが党としては態度を留保し、そして採決の際の態度は棄権をするという態度をとつていきたい、こういうふうに考えまして、私の質疑をこれで終わります。

○吉田委員長 この際、選挙制度審議会設置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

堀昌雄君より発言を求められておりますので、これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 本件につきましては、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党委員の協議に基づき、草案を各委員のお手元に配付してあります。四党を代表して私からその趣旨の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、昨年末発足しました第七次選挙制度審議会におきましては、衆参両院議員の選挙区制、選挙方法、政党のあり方などの基本的問題についての具体的改善策並びに議員の定数問題等、幾多の重要問題の審議が期待されております。

本案の内容は、かかる重要問題の審議をになう審議会委員の使命の重要性にかんがみ、現行一年の委員の任期を二年と改めることにより、本審議会の計画的かつ十分なる審議を促進し、もつて諸問題の解決に資するものであるとあります。

以上であります。

この際、私は四党を代表いたしまして動議を提出いたしたいと思ひます。

お手元に配付してあります試案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決定されんことを望みます。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○吉田委員長 ただいまの大西正男君外三名提出の動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

大西正男君外三名提出の動議のごとく、お手元に配付した草案を成案とし、これを本委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立総員。よつて、さう決しました。

なお、法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

選挙制度審議会設置法の一部を改正する法律案

選挙制度審議会設置法の一部を改正する法律案

選挙制度審議会設置法(昭和三十六年法律第百

法律

十九号)の一部を次のように改正する。
第五条第三項中「一年」を「二年」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に選挙制度審議会の委員である者の任期は、昭和四十七年十二月二十一日までとする。

理由

選挙制度審議会の運営の状況にかんがみ、委員の任期を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉田委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十八分散会

昭和四十六年三月六日印刷

昭和四十六年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局